

各都道府県総務部長
（人事担当課・市町村担当課・区政課扱い）
各政令指定都市総務局長
（人事担当課扱い）

） 殿

総務省自治行政局公務員部福利課長
（公印省略）

地方公務員等のマイナンバーカードの一斉取得の推進について（依頼）

本年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」（以下「骨太の方針」という。）において、本年5月22日に公布された「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、令和3年3月から本格実施されるマイナンバーカードの健康保険証利用を着実に進めるため、地方公共団体及び地方公務員共済組合の取組について、「地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進する」とこととされておりますのでお知らせします。

ついては、令和元年6月5日付け事務連絡「デジタル・ガバメント閣僚会議決定を踏まえた地方公務員等のマイナンバーカードの一斉取得の推進について」において、地方公共団体に御対応いただきたい具体的な事項について通知を发出することとしていたところですが、下記により貴団体における地方公務員共済組合の組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）のマイナンバーカード取得を計画的に推進することとしますので、御協力をお願いします。

貴都道府県内の市区町村に対しても、この趣旨を御連絡されるとともに、貴団体が加入する一部事務組合等及び貴団体が設立した特定地方独立行政法人等のもとより、市区町村のみが加入する一部事務組合等及び市区町村が設立した特定地方独立行政法人等に対しても、この趣旨が徹底されますよう御配慮をお願いします。また、これに加えて、下記6にある別途行うマイナンバーカードの申請・取得状況照会において、貴団体が加入する一部事務組合等及び貴団体が設立した特定地方独立行政法人等のデータの取りまとめ並びに市区町村、市区町村のみが加入する一部事務組合等及び市区町村が設立した特定地方独立行政法人等のデータの取りまとめに御協力をよろしく願います。

本通知に関連して、地方公務員共済組合宛に別添写しのとおり通知しておりますので、御承知おきいただくとともに、本通知と併せて周知方をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 マイナンバーカードの一斉取得推進の趣旨

（1）マイナンバーカードの健康保険証としての利用

本年5月22日に公布された「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法

等の一部を改正する法律」において、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」が導入され、併せて現在の世帯別の被保険者等記号・番号を個人単位化することとなりました。

「オンライン資格確認」においては、マイナンバーカードに搭載されている利用者証明用電子証明書を活用して、保険医療機関等において被保険者の資格情報がリアルタイムで確認できることとなり、転職などで保険者が変わっても新たな健康保険証の発行を待たずに保険医療機関等で受診できることとなるほか、失効した健康保険証による過誤請求の減少が期待できます。

今回の通知は、マイナンバーカードの健康保険証利用の前提となるマイナンバーカードの取得について、本年度中の一斉取得の推進をお願いするものです（注1）。

注1. マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、組合員等による初回登録が必要であり、令和2年4月から、マイナンバーカード交付時におけるマイナポータルを通じた健康保険証利用に係る予約同意による一括処理を進めるとともに、令和3年3月からは、一定の病院等の窓口における本人確認（顔認証方式）による登録処理を進めることとされています。

（2）地方公務員等におけるマイナンバーカードの取得勧奨

令和3年3月から本格実施されるマイナンバーカードの健康保険証利用に向けて、今後、官民挙げてマイナンバーカードの取得を促進していくなかで、交付申請件数が増加していくことも予想されます。公務員等の先行取得は、市区町村における交付事務を平準化させ、マイナンバーカードの円滑な交付に資する側面も持っております。

貴団体においては、こうした点を踏まえつつ、骨太の方針の趣旨を受けて、各所属長から各所属の組合員に対し、被扶養者も併せて、令和2年3月までのマイナンバーカード取得について勧奨するようお願いします。

2 オンライン申請によるマイナンバーカードの取得勧奨

（1）現在組合員等である方への対応

マイナンバーカードの申請方法については、平成27年10月以降に地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）から郵送された通知カードに添付されている個人番号カード交付申請書（以下「交付申請書」という。）に記載されている申請書ID又はQRコードを使用して（注2）（注3）、パソコン、スマートフォン又は証明写真機によるオンライン申請をするよう依頼をお願いします。

マイナンバーカードの交付申請は、**オンライン申請により直ちに行うことが可能ですので、組合員に対して被扶養者も併せて速やかにマイナンバーカード取得の手続きを開始していただけるよう勧奨をお願いします。**

オンライン申請の具体的な方法については、次のマイナンバーカード総合サイトのURL (<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>) を参照してください。

組合員に対してはオンライン申請を行った場合はその旨を所属部署に報告するとともに、所属部署に対しては申請状況を記録しておくよう依頼をお願いします。

注2. オンライン申請を行うためには申請書IDが必要ですが、申請書IDが記載された交付申請書を紛失した場合であっても、住民票のある市区町村において申請書IDが記載

された交付申請書を無料で再発行してもらうことができます。

なお、申請書 I D が記載された交付申請書については、市区町村窓口に出向いた本人分の申請書に加えて、同一世帯員分の申請書についても併せて再発行してもらうことができます。

注 3. 通知カードに記載されている氏名や住所に異動がある場合でも、異動前の申請書 I D 等をそのまま使用することが可能となっています。

(2) 今後新たに組合員等となった方への対応

本年度の途中に新たに組合員等となった方に対しても、速やかに令和 2 年 3 月までのオンライン申請によるマイナンバーカード取得を勧奨するようお願いいたします。なお、令和 2 年 4 月以降の新規採用職員については、採用時には全ての職員がマイナンバーカードを取得済となることを目指して、入庁する前の段階からオンライン申請による取得を勧奨するようお願いいたします。

(3) 非常勤職員等で組合員等でない方への対応

骨太の方針においてマイナンバーカード一斉取得の推進の対象となっているのは組合員等ですが、令和 4 年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定し、マイナンバーカードの普及を強力に推進することとした骨太の方針の趣旨も踏まえ、非常勤職員等で組合員等でない方々であって、各地方公共団体の職場において勤務する方々に対しても、この機会に併せてオンライン申請による取得を勧奨するようお願いいたします。

3 交付申請書による申請

(1) 交付申請書（注 4）の配付

上記 2 に加えて、現在組合員等である方の本年度中のマイナンバーカード取得を推進するため、地方公務員共済組合において氏名・住所等を印字した交付申請書、記入要領、申請用封筒等（以下「交付申請書等」という。）を作成し、各組合員の所属部署を通じて、被扶養者分の交付申請書等も含めて本年 8 月下旬から 9 月下旬を目途に組合員に配付する予定です（注 5）。地方公務員共済組合からは、配付前に貴団体の担当課に対して事前に配付先に係る相談の連絡をする予定です。所属部署が交付申請書等を組合員へ配付しやすくなるよう、地方公務員共済組合と調整するようお願いいたします（注 6）。所属部署に対しては、交付申請書等が届き次第、速やかに各組合員に配付するよう依頼をお願いします。

注 4. オンライン申請等により申請済の場合又はマイナンバーカードを取得済の場合は、地方公務員共済組合が作成・配付する交付申請書により申請する必要はありません。この場合、交付申請書には氏名・住所等の個人情報が印字されていますので、交付申請書等は組合員に配付した上で、組合員において処分するよう依頼をお願いします。

注 5. 今回、地方公務員共済組合においては、交付申請書印刷に間に合う時点での最新の組合員等の情報を基に交付申請書を作成・配付することとなります。その後新たに組合員等となった方に対しては、地方公務員共済組合において交付申請書を作成・配付いたしませんので、上記 2 に基づき対応方よろしくをお願いします。

注 6. 貴団体の担当課においては、所属部署ごとの対象者リストの調整・整理（対象者の

多い所属部署について、所属部署の区分や組合員等の並び替え)の依頼が地方公務員共済組合からあった場合には、協力されるようお願いします。

(2) 交付申請書の記入・提出

組合員に対しては、配付された交付申請書に各組合員等が必要事項を記入し(注7)、写真を添付の上、交付申請書一通につき地方公務員共済組合が配付した申請用封筒一枚を使用して、封をした状態で各所属部署(注8)に提出するよう依頼をお願いします。なお、交付申請書に不備があった場合には、組合員等に対して直接J-L I Sから連絡がありますので、不備の訂正等必要な対応をするよう依頼をお願いします。

注7. 地方公務員共済組合が作成・配付する交付申請書により申請する場合は、交付申請書にマイナンバーを記入する必要があります。通知カードを紛失してマイナンバーが不明の場合は、住民票のある市区町村でマイナンバーが記載されている住民票を取得してマイナンバーを把握するよう依頼をお願いします。

注8. 所属部署の規模や立地等の事情により、所属部署を交付申請書の提出先とすることが難しい場合は、例外として、当該所属部署に限り組合員等が交付申請書を直接J-L I Sに郵送することとして差し支えありません。この場合、オンライン申請と同様、組合員に対しては申請した旨を所属部署に報告するとともに、所属部署に対しては申請状況を記録しておくよう依頼をお願いします。

(3) 交付申請書のJ-L I Sへの郵送

所属部署に対しては、交付申請書の提出を受けた場合は、申請用封筒を開けることなく申請状況を記録の上、提出を受けた都度、交付申請書をJ-L I Sに郵送するよう依頼をお願いします。

4 申請にあたっての留意事項

(1) 利用者証明用電子証明書の発行

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、利用者証明用電子証明書が必要です。申請にあたっては、電子証明書の発行を希望するようお願いします。(上記3で配付する紙の交付申請書の場合、「利用者証明用電子証明書 不要」のチェックボックスがありますが、当該欄にチェックを入れないようお願いします。)

(2) マイナンバーカードの申請から交付までの期間

マイナンバーカードの申請から交付までの期間は、現在、概ね1ヶ月間(交付申請書に不備がない場合)となっていますが、本年度は申請件数の大幅な増加に伴い更に時間を要することが想定されることから、円滑な発行に資するため、可能な範囲でオンライン申請(上記2)を勧奨していただきますようお願いします(上記3による申請の場合は、交付申請書の記入誤り等により申請から交付までに更に時間を要する可能性があります。)

(3) 申請後のマイナンバーカードの処理状況の確認方法

申請後、交付を受けるまでの間にマイナンバーカード発行事務の処理状況を確認したい場合は、上記2による申請をした場合は、マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)宛に、上記3による申請をした場合は、申請者の住民票のある市区町村宛に、それぞれ問い合わせ

もらうようお願いします。

5 交付時来庁方式以外の手法による申請

マイナンバーカードの申請・交付は、交付時に住民票のある市区町村に来庁して本人確認を行う「交付時来庁方式」によるほか、「マイナンバーカードの円滑な取得に向けた取組について（依頼）」（令和元年6月28日付け府番41号及び総行住第34号）により以下の方式の実施を市区町村に依頼しております。これらの方式についても、組合員等への周知をお願いするとともに、貴団体に実施の予定がある場合には、御活用を程をよろしくお願いします。

(1) 申請時来庁方式

申請時に住民票のある市区町村に来庁して本人確認を行った上で、交付時に再度市区町村に来庁することなく本人限定受取郵便により交付します。

申請書IDが記載された交付申請書を発行してもらうために住民票のある市区町村に来庁する場合は、当該市区町村で申請時来庁方式により申請すれば、交付時に再度来庁する必要がなくなります。

(2) 出張申請受付方式（勤務先企業や商業施設等に市区町村職員が出向き申請受付を行う方式）

「出張申請受付方式」では、企業等とその所在地市区町村が調整の上、企業や商業施設等に市区町村職員が出向き、本人確認を行い申請を受け付け、交付時に市区町村に来庁することなく本人限定受取郵便や企業等に再度出向いての本人への手交により交付します。

6 マイナンバーカードの申請・取得状況の把握

「マイナンバーカードの申請・取得状況の把握について（照会）」（令和元年6月28日付け総行福第24号）により、総務省において、各地方公共団体のマイナンバーカードの申請・取得状況について照会します。ついては、各都道府県、各市区町村、各一部事務組合等及び各特定地方独立行政法人等の人事担当課におかれては、組合員等の申請・取得状況の把握をお願いします。

また、当該申請・取得状況の把握と併せて、組合員等のマイナンバーカードの本年度中の一斉取得を推進するため、申請・取得が進むよう適宜勧奨をお願いします。

所属部署に対しても、組合員等の申請・取得状況の把握に努め、未申請者に対しては申請を適宜勧奨するようお願いします。

総務省自治行政局公務員部福利課

担当：原・須賀

TEL：03-5253-5557

FAX：03-5253-5561